

三田市地域防災計画

(令和7年度修正)

地震災害対策計画編
風水害等対策計画編
大規模事故災害対策計画編

三田市防災会議

三田市地域防災計画 目次

地震災害対策計画編

第1章 総 則

第1節	計画の目的	-----	1
第2節	計画の構成及び内容	-----	1
第3節	計画の運用	-----	2
第1	計画の見直し	-----	2
第2	他計画等との関係	-----	2
1	上位計画	-----	2
2	関連計画等	-----	2
3	災害救助法等との関係	-----	2
第3	計画の周知	-----	2
第4節	防災対策基本方針	-----	3
第1	基本目標	-----	3
第2	基本姿勢	-----	3
1	連携性の強化	-----	3
2	自立性の確立	-----	3
3	多重性の確保	-----	3
第3	施策の大綱	-----	4
第5節	防災機関等の役割	-----	5
第1	三田市における公助・共助・自助	-----	5
第2	三田市地域防災組織	-----	6
1	三田市防災会議	-----	7
2	三田市災害対策本部	-----	7
第3	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	-----	8
1	指定地方行政機関	-----	8
2	自衛隊	-----	10
3	県及び市	-----	10
4	指定公共機関	-----	10
5	指定地方公共機関	-----	11
第4	市民及び事業者の責務	-----	12
1	市民の果たすべき役割	-----	12
2	自主防災組織の果たすべき役割	-----	13
3	事業者の果たすべき役割	-----	13

第6節	三田市における災害特性	15
第1節	地域の自然条件と社会条件	15
1	概況	15
2	気候	15
3	地盤条件	15
4	市街化の状況	16
第2節	三田市に被害を及ぼす可能性のある地震の想定	17
第3節	被害の想定	18
1	建物、建造物等の被害	18
2	落下物の被害	18
3	土砂災害による被害	18
4	危険物施設の被害	19
5	ライフラインの被害	19
6	公共施設の被害	19
7	道路・橋梁等の被害	19
8	護岸の被害	19
9	商工業施設の被害	19
10	人的被害	20
11	地震火災	20
12	兵庫県地震被害想定	20
13	三田市の被害想定	24
第4節	地域の危険性	26
1	三田・三輪地区等の旧市街地	26
2	北摂三田ニュータウン等の新しい宅地開発区域	26
3	中・北部の山間農村集落	26

第2章 災害予防計画

第1節	防災都市基盤の整備	27
第1節	市街地の防災構造化（都市整備部）	27
1	密集市街地の解消	27
2	市街地の不燃化促進	27
3	面的都市基盤整備の推進	28
第2節	交通ネットワークの整備	28
1	骨格的な幹線道路の整備（都市整備部）	28
2	防災上重要な道路改良の実施（都市整備部）	28
3	橋梁等の安全対策の実施（都市整備部）	28
4	鉄道施設の改良強化（関係機関）	28
5	ヘリポートの整備（消防本部）	29
6	復旧への備え	29
第3節	防災緑地空間の確保	29
1	施設緑地の整備（都市整備部）	29
2	地域制緑地の保全（市民生活部、都市整備部）	29
3	市街地内オープンスペースの確保（都市整備部）	30
4	民有地内緑化の推進（都市整備部）	30

5	防火樹等による防災空間の確保（都市整備部）	30
第4	ライフライン施設対策の推進	30
1	上水道（上下水道部）	30
2	下水道（上下水道部）	31
3	電力（関係機関）	32
4	ガス（関係機関）	37
5	プロパンガス（関係機関）	38
6	電気通信（関係機関）	39
第5	河川施設の整備（都市整備部）	40
第6	ため池施設の整備（産業振興部）	40
第7	地盤災害の防止策の推進（都市整備部）	41
1	治山、砂防等対策	41
2	土砂災害対策	41
3	宅地造成等の対策	41
4	開発行為への指導	42
5	土地の埋立て等の規制	42
6	災害危険区域対策	42
7	軟弱地盤の液状化対策	42
第8	建築物等の耐震性の確保	42
1	公共建築物等の耐震性の強化（市民生活部・各部）	42
2	民間建築物の耐震性強化の促進（都市整備部）	43
3	建築物の耐震性強化の普及啓発（都市整備部）	43
4	高層建築物の安全対策（都市整備部）	43
5	屋外広告物等の落下防止（都市整備部）	43
6	ブロック塀等の倒壊防止（都市整備部）	43
第9	危険物施設等の安全対策の推進（消防本部）	44
1	危険物施設	44
2	高圧ガス施設	45
3	火薬類施設	45
4	毒物・劇物施設	45
5	放射性物質取扱施設	46
第10	地震防災緊急事業の推進（各部）	47
1	計画作成者	47
2	計画年度	47
3	対象事業	47
4	作成手続	48
5	地震防災緊急事業に係わる国の負担又は補助の特例	48
6	事業の実施	48
第11	防災基盤整備事業の推進（各部）	48
1	趣旨	48
2	防災基盤整備事業計画の策定	49
3	対象事業	49
4	財政措置	49

第12	公共施設等耐震化事業の推進（各部）	49
1	趣旨	49
2	公共施設等耐震化事業計画の策定	50
3	対象事業	50
4	財政措置	50
第2節	災害対応システムの整備、拡充	51
第1	災害時に備えた活動体制の整備	51
1	組織体制（初動体制）の確立	51
2	災害対策実施要領（活動マニュアル）の整備	51
3	災害対策要員の研修・訓練の充実	51
4	応援・受援協力体制の確立	52
第2	災害応援派遣体制の整備（各部）	52
1	災害応援派遣用装備等の整備	53
第3	防災拠点機能の整備	53
1	防災拠点と緊急輸送道路の確保（都市整備部・危機管理課）	53
2	避難所等の指定、整備（危機管理課・都市整備部・上下水道部・学校教育部）	57
3	大規模災害時の広域一時滞在への配慮	59
4	避難経路の整備（都市整備部）	59
5	避難場所への誘導標識類の整備（危機管理課）	59
第4	災害情報システムの整備	60
1	災害情報通信ネットワークの整備、拡充（危機管理課）	60
2	災害情報データベースの整備（危機管理課）	61
3	災害情報通信ネットワーク運用体制の整備（危機管理課）	61
4	多様な情報メディアの活用方策の検討（総合政策部・市民生活部・健康福祉部）	61
5	広報、広聴体制の確立（総合政策部・総務部）	61
6	地震観測体制の強化（危機管理課・消防本部）	62
7	緊急地震速報（危機管理課・消防本部）	62
8	全国瞬時警報システム（危機管理課）	62
第5	非常用物資等の備蓄強化	62
1	公助による備蓄（危機管理課・都市整備部）	62
2	共助による備蓄（危機管理課）	63
3	自助による備蓄（危機管理課）	64
4	応急給水体制の整備（上下水道部）	64
第6	消防救急体制の充実（消防本部）	64
1	地震火災の未然防止	64
2	救助体制の充実	65
3	救急体制の充実	66
第7	災害医療体制の充実	66
1	災害医療情報通信ネットワークの整備（市民病院・健康福祉部）	66
2	初動医療体制の確立（市民病院・消防本部）	66
3	後方医療支援体制の確立（市民病院・消防本部）	66

4	医薬品等の確保（市民病院）	67
5	兵庫県自治体病院開設者協議会 災害初動時相互応援協力体制の強化（市民病院）	67
第8	NOP・ボランティア等との連携強化	67
1	ボランティアリーダー等の養成（社会福祉協議会）	67
2	災害時ボランティア活動センター設置・運営マニュアルの整備 （社会福祉協議会）	67
3	ボランティア活動の支援施策の充実（健康福祉部）	68
4	ボランティアへの啓発（社会福祉協議会）	68
第9	災害時要援護者支援対策の拡充	68
1	高齢者、障害者等（健康福祉部・危機管理課）	68
2	外国人等（市民生活部）	72
3	平常時の地域ケアシステムとの連携（健康福祉部）	72
第10	帰宅困難者対策	72
1	災害時の帰宅行動についての普及・啓発等 （危機管理課・市民生活部・学校教育部）	72
2	帰宅困難者への支援	73
第11	廃棄物対策の充実	73
1	廃棄物処理体制の整備（市民生活部）	73
2	災害廃棄物処理計画の策定（市民生活部）	74
3	災害廃棄物仮置場の確保（危機管理部・市民生活部）	74
4	廃棄物処理施設等の防災対策（市民生活部）	74
5	仮設トイレ等の確保（市民生活部・上下水道部）	74
6	マンホールトイレの整備（上下水道部）	74
第3節	コミュニティ防災力の向上	75
第1	防災意識の高揚	75
1	防災マップの配布（危機管理課）	75
2	防災訓練等の実施（危機管理課・消防本部）	75
3	防災知識の普及（危機管理課・消防本部）	76
第2	自主防災体制の育成	76
1	地区防災計画の策定等（危機管理課）	76
2	自主防災組織の編成（危機管理課）	77
3	自主防災組織の活動内容（危機管理課・消防本部）	77
4	自主防災組織の結成促進と育成（危機管理課）	77
5	自主防災組織の強化（危機管理課・消防本部）	77
第3	消防団の充実強化（消防本部）	78
1	消防団の充実強化に向けた役割	78
2	市の取り組み	78
第4	事業所の防災体制の強化（消防本部）	78
第5	児童・生徒に対する防災教育（学校教育部）	79
第4節	中山間地等における地震対策（危機管理課）	80

第 1	内容	-----	80
-----	----	-------	----

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	活動体制	-----	81
第 1	活動体制	-----	81
1	防災待機配備体制（危機管理課）	-----	81
2	災害対策本部の設置（危機管理課）	-----	82
	三田市災害対策本部の編成及び事務分掌	-----	85
3	防災指令の発令（危機管理課）	-----	93
4	地区連絡所の設置（危機管理課・市民生活部・学校教育部）	-----	94
5	防災応援協力体制（危機管理課）	-----	95
6	自衛隊災害派遣要請（危機管理課）	-----	98
7	兵庫県消防防災航空隊の活動要請（消防本部）	-----	100
8	災害応援協力活動の実施（危機管理課）	-----	101
9	応援・受援体制の要請	-----	102
第 2	災害救助法の適用（危機管理課）	-----	103
1	災害救助法の適用要請	-----	103
2	適用手続	-----	103
3	実施機関	-----	103
4	災害救助法の適用基準	-----	104
5	救助の種類	-----	105
6	災害救助法による救助の基準	-----	105
7	災害救助法が適用されない場合の措置	-----	105
第 2 節	災害情報等の収集及び伝達	-----	106
第 1	通信手段の確保	-----	106
1	災害時の通信連絡（各部）	-----	106
2	通信施設の復旧対策（各部）	-----	106
3	有線通信施設の運用（危機管理課）	-----	106
4	無線通信施設の運用（危機管理課・消防本部）	-----	106
5	災害時優先電話の活用（危機管理課）	-----	107
6	非常通信の利用（危機管理課）	-----	107
7	非常無線通信（危機管理課）	-----	108
第 2	地震情報等の収集及び伝達	-----	108
1	地震情報（危機管理課・消防本部）	-----	108
2	火災情報（消防本部）	-----	109
3	異常現象の発見（都市整備部・総務部）	-----	109
第 3	災害情報の収集及び伝達	-----	109
1	初動時期における災害情報の収集（各部）	-----	109
2	兵庫県への災害情報の伝達（危機管理課）	-----	110
3	被害・応急措置情報の収集及び伝達（各部）	-----	112
4	災害情報の報告（危機管理課）	-----	115
第 4	広報	-----	116
1	実施体制（総合政策部・消防本部）	-----	116
2	留意事項（総合政策部・消防本部）	-----	116

3	広報内容（総合政策部）-----	116
4	広報の方法（総合政策部）-----	117
5	災害広報の実施（総合政策部）-----	118
6	災害時における記録写真（総合政策部）-----	118
第5	報道機関との連携（総合政策部）-----	119
第6	被災者からの問い合わせ・相談への対応体制の整備-----	119
1	被災者台帳の作成（市民生活部）-----	119
2	被災者相談窓口の設置（総務部・総合政策部）-----	119
3	安否不明者等の氏名等の公表（危機管理課・総合政策部・市民生活部）---	120
第3節	地震火災等の防御（消防本部）-----	121
第1	警防体制-----	121
第2	消防活動対策本部の設置-----	121
第3	消防職員、消防団員の非常招集-----	121
第4	部隊の編成-----	121
第5	広域消防相互応援協力体制-----	122
第6	情報収集-----	122
1	消防本部-----	122
2	消防団-----	122
3	留意事項-----	124
第7	情報整理-----	124
第8	報告-----	124
1	消防本部-----	124
2	消防団-----	124
第9	火災防御-----	124
1	防御-----	124
2	部隊運用-----	124
第10	救急・救助-----	126
1	活動方針-----	126
2	活動体制-----	126
3	出動の判断-----	126
4	出動-----	126
5	現場活動-----	127
6	住民及び自主防災組織の活動-----	127
第11	危険物施設等の応急対策-----	128
1	危険物施設保安応急対策-----	128
2	高圧ガス、液化ガス、毒劇物等施設保安応急対策-----	129
3	放射性物質関係施設保安応急対策-----	129

第4節	災害警備（関係機関）	131
1	基本方針	131
2	災害警備本部の設置等	131
3	警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準	131
4	災害警備体制の発令等	131
第5節	交通・輸送対策	133
第1	被災情報及び交通情報の収集（危機管理課・都市整備部・関係機関）	133
第2	道路交通の確保（都市整備部・関係機関）	133
第3	交通規制（都市整備部・関係機関）	133
1	道路法に基づく交通規制（都市整備部・関係機関）	134
2	災害対策基本法に基づく交通規制（関係機関）	135
3	道路交通法に基づく交通規制（関係機関）	135
4	緊急交通車両等の事前届出、確認手続等（危機管理課・関係機関）	135
5	交通規制に関する広報（都市整備部・関係機関）	136
第4	輸送対策	136
1	実施体制（危機管理課・総務部・消防本部・関係機関）	136
2	災害救助法における実施基準（危機管理課）	137
3	車両による輸送（総務部）	137
4	その他の輸送手段（総務部・関係機関）	138
第6節	避難	139
第1	実施体制（危機管理課・消防本部・関係機関）	139
第2	避難情報の発令（危機管理課）	140
第3	避難方法	140
1	避難の準備（健康福祉部・消防本部・総務部）	140
2	避難の順位（健康福祉部・消防本部・総務部）	140
3	避難者誘導方法及び輸送方法（健康福祉部・消防本部・総務部）	142
4	帰宅困難者への支援（市民生活部・総合政策部・産業振興部）	142
第4	避難所の開設及び運営	143
1	災害救助法における実施基準（危機管理課）	143
2	避難所開設・下青野公園管理事務所の開設（各部）	143
3	避難所運営・下青野公園管理事務所の運営（各部）	143
4	避難所におけるペットの取扱い等（各部）	144
5	避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮	144
6	新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した適切な避難対策	145
第5	大規模災害時における広域避難（危機管理課）	145
1	大災害時における広域避難の調整等	145
2	大災害時における広域一時滞在の受入れ	145
第7節	被災者の救出・救護等	147
第1	被災者の救出	147

1	実施体制（消防本部）	147
2	災害救助法における実施基準（消防本部）	147
3	救出方法（健康福祉部・市民病院・消防本部）	148
4	救出用資機材の確保（消防本部）	148
第2	被災者の救護	148
1	実施体制（健康福祉部・市民病院）	148
2	災害救助法における実施基準（健康福祉部・市民病院）	150
3	救護班の活動内容（健康福祉部・市民病院）	151
4	患者の移送（消防本部）	151
5	医薬品等の調達（健康福祉部・市民病院）	151
6	医療班（市民病院）	151
7	救護所（健康福祉部）	151
8	精神医療（健康福祉部）	152
9	健康対策（健康福祉部）	152
10	慢性疾患対策（健康福祉部）	152
11	難病患者への対応（市民病院）	152
第3	遺体の捜索及び処理、埋（火）葬	153
1	遺体の捜索（市民生活部・関係機関）	153
2	遺体の処理（市民生活部）	153
3	遺体の埋（火）葬（市民生活部）	154
第8節	救援活動	156
第1	応急給水	156
1	実施体制（上下水道部）	156
2	災害救助法による実施基準（上下水道部）	156
3	応急給水（上下水道部）	157
4	各団体等への協力（上下水道部）	157
5	仮設給水栓等からの応援給水（上下水道部）	157
6	応急給水用資機材保有状況（上下水道部）	157
7	応急給水等の広報活動（総合政策部・上下水道部）	158
8	上水道相互連絡管について	158
第2	食糧供給計画	158
1	実施体制（危機管理課・市民生活部・健康福祉部・学校教育部）	158
2	災害救助法による実施基準（市民生活部）	158
3	食糧の配給場所（市民生活部）	159
4	食糧の配給時期等（市民生活部）	159
5	食糧備蓄（危機管理課）	159
6	米飯の炊き出し（学校教育部）	159
7	主要食糧の調達方法（市民生活部・学校教育部）	160
8	配給食糧の搬送体制（学校教育部）	160
第3	衣料、生活必需品その他物資供給計画	161
1	実施体制（市民生活部・健康福祉部）	161
2	災害救助法による実施基準（市民生活部）	161
3	物資の供給方法（市民生活部・健康福祉部）	162
4	救援物資の受入れ体制（市民生活部・健康福祉部）	163
第4	救援活動要員の確保	164

1	実施体制（危機管理課）	164
2	災害救助法における実施基準	164
3	その他（各部）	165
第5	災害時ボランティア活動センターとの連携（健康福祉部・社会福祉協議会）	165
1	災害時ボランティアセンターの開設・運営（社会福祉協議会）	165
2	ボランティアの受入れ体制（社会福祉協議会）	166
3	ボランティアの活動内容	166
4	ボランティアネットワークの形成（社会福祉協議会）	167
第6	災害時要援護者支援対策	167
1	共通事項（健康福祉部、子ども・未来部）	167
2	高齢者（健康福祉部）	168
3	障害者（健康福祉部）	168
4	その他の災害時要援護者（危機管理課、市民生活部、健康福祉部）	168
第9節	被災地の応急対策	169
第1	応急住宅対策	169
1	応急仮設住宅の供給（都市整備部・健康福祉部）	169
2	障害物の除去（市民生活部）	170
3	被災住宅の応急修理（都市整備部）	171
4	建設資材の調達（都市整備部）	172
5	公的住宅のあっ旋（健康福祉部）	172
6	民間賃貸住宅の借上げ（都市整備部・健康福祉部）	172
7	被災建築物応急危険度判定の実施（都市整備部）	172
8	被災宅地危険度判定の実施（都市整備部）	175
第2	入浴サービス及び仮設風呂の設置（都市整備部）	175
1	公衆浴場のあっ旋	175
2	入浴サービス	176
3	仮設風呂の設備	176
第3	廃棄物対策（市民生活部）	177
1	ごみ処理	177
2	災害廃棄物処理	178
3	し尿処理	179
第4	防疫及び保健衛生	181
1	実施体制（健康福祉部）	181
2	実施期間（健康福祉部）	181
3	活動内容（健康福祉部）	181
4	防疫措置の報告（健康福祉部）	182
5	県に対する要請（健康福祉部）	183
6	県が実施する防疫活動との協調（健康福祉部）	183
7	食品衛生対策（健康福祉部）	183
8	愛玩動物の受入対策（市民生活部）	183
第5	応急教育対策（学校教育部）	184
1	実施体制	184
2	授業中及び通学中に地震が発生した場合の緊急措置	184
3	教育委員会災害対策会議の開催	185

4	被災状況調査の実施-----	185
5	教育施設の応急復旧対策-----	185
6	応急教育の実施-----	186
7	教材及び学用品等の給与-----	186
8	就学援助等-----	187
9	学校給食-----	188
10	学校の措置-----	188
11	児童・生徒の健康管理-----	188
第6	応急保育・教育対策（子ども・未来部）-----	188
1	実施体制-----	188
2	園児の在所（園）中及び通園中に災害が発生した場合の緊急措置-----	188
3	休所（園）日及び夜間等、園児の不在時に災害が発生した場合の緊急措置-----	189
4	被災状況調査の実施-----	189
5	保育等施設の応急復旧対策-----	189
6	応急保育等の実施-----	189
7	保育料の減免-----	190
8	給食-----	190
9	保育等施設の措置-----	190
10	園児の健康管理-----	190
第7	応急文化施設等の対策（市民生活部）-----	191
1	被災状況調査の実施-----	191
2	応急対策-----	191
第10節	ライフライン施設応急対策（上下水道部・関係機関）-----	192
第1	上水道施設応急対策計画-----	192
1	初動対応-----	192
2	応急対策-----	192
3	配管網図の整備、保管-----	195
第2	下水道施設（公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラント）応急対策計画 （上下水道部）-----	195
1	初動対応-----	195
2	応急対応-----	196
3	経費負担-----	197
4	関係機関への応援要請-----	197
5	広報活動-----	197
第3	電力施設応急対策計画（関係機関）-----	197
1	災害発生直後の対応-----	197
2	非常災害時の体制-----	198
3	復旧作業過程-----	199
4	災害時における危険予防措置-----	199
第4	ガス施設応急対策計画（関係機関）-----	199
1	実施担当機関-----	199
2	災害応急対策-----	200
3	災害復旧対策-----	201
4	他機関との協力体制-----	201

第 5	プロパンガス施設応急対策計画（関係機関）	202
1	実施担当機関	202
2	災害応急対策	202
3	災害復旧対策	202
4	復旧要員の確保	202
5	他機関との協力体制	202
第 6	公衆電気通信設備応急対策計画（関係機関）	202
1	実施機関	202
2	応急復旧	203
3	災害対策本部の組織及び所掌事項	203
4	電気通信設備等に対する防災計画	203
5	復旧順位	205
第11節	水害・土砂災害の防止等の二次災害対策	206
第 1	地震後の水害対策の基本方針	206
第 2	地震後の土砂災害対策等の基本方針	206
1	土砂災害等の防止等の二次災害対策	206
2	災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策（各部）	206
第 3	二次災害防止のための応急復旧対策の実施	206
1	点検調査及び応急工事等の実施	206
2	市民への広報（総合政策部）	207
第 4	警戒体制（都市整備部）	207
1	雨量計及び水位計の監視	207
第12節	農林関係応急対策（産業振興部）	207
1	農林業についての被害情報の収集等	207
2	農林業者への応急措置の指導	207

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	罹災証明（財務部・消防本部）	208
第 1	罹災証明	208
1	罹災証明の対象	208
2	被災家屋の被害認定基準	208
3	罹災証明の流れ	209
4	罹災証明に関する広報	210
5	罹災証明に必要な人員の確保	210
第 2 節	被災者の生活支援	211
第 1	災害弔慰金の支給等（健康福祉部・子ども・未来部）	211
1	災害見舞金	211
2	災害弔慰金	211
3	災害援護金	211
第 2	義援金の受付・交付	214

1	義援金の募集（財務部）	214
2	義援金の受付及び保管（財務部・会計課）	214
3	義援金の配布（財務部）	214
4	義援金の交付（財務部）	214
第3	税・使用料等の徴収猶予及び減免（各部）	214
1	市税の納税緩和措置	214
2	使用料等の減免措置	215
第4	雇用の確保（産業振興部）	215
第5	住宅の再建（都市整備部）	216
第3節	経済安定のための産業復旧	217
第1	流通機能の早期回復（産業振興部）	217
第2	中小企業への支援（産業振興部）	217
第3	農林業関係者への支援（産業振興部）	217
1	美しい村づくり資金（災害資金）	217
第4節	災害復旧事業の実施（各部）	218
第1	災害復旧事業計画の作成	218
第2	激甚災害の指定	218
1	激甚災害に関する調査	218
2	特別財政援助の交付手続	218
3	激甚法に定める事業	218
4	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	220
5	災害復旧事業に必要な人員の確保	220
6	被災者生活再建支援金（健康福祉部）	220
第5節	住宅の復旧・再建支援	223
1	住宅復旧の主な種類と順序	223
2	公営住宅法による災害公営住宅（都市整備部・健康福祉部）	223
3	公営住宅法による既設公営住宅復旧事業（健康福祉部）	224
4	被災住宅に対する融資等	224
5	被災者生活再建支援金（健康福祉部）	226
6	兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付	226
7	空家等の管理（都市整備部）	226

第5章 災害復興計画

第1節	組織の設置（各部）	228
1	復興本部の設置	228
2	復興本部の組織・運営	228
第2節	復興計画の策定（各部）	230
1	復興計画の基本的な考え方	230

2	復興計画策定における手順-----	230
3	復興計画の策定-----	231
4	分野別緊急復興計画の策定-----	232

風水害等対策計画編

第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的	235
第 2 節	計画の構成及び内容	235
第 3 節	計画の運用	236
第 4 節	防災対策基本方針	236
第 5 節	防災機関等の役割	236
第 6 節	三田市における災害特性	236
第 1	地域の自然条件と社会条件	236
第 2	三田市に被害を及ぼす可能性のある風水害等の想定	236
第 3	被害の想定	237
1	洪水害	237
2	土砂災害	237
第 4	地域の危険性	238
1	三田・三輪地区等の旧市街地	238
2	北摂三田ニュータウン等の新しい宅地開発区域	238
3	中・北部の山間農村集落	238

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災都市基盤の整備	240
第 1	市街地の防災構造化（都市整備部）	240
第 2	交通ネットワークの整備	240
1	骨格的な幹線道路の整備（都市整備部）	240
2	防災上重要な道路改良の実施（都市整備部）	240
3	鉄道施設の整備等（関係機関）	240
4	ヘリポートの整備（消防本部）	241
第 3	防災緑地空間の確保（都市整備部）	241
第 4	ライフライン施設対策の推進	241
1	上水道（上下水道部）	241
2	下水道（上下水道部）	241
3	電力（関係機関）	242
4	ガス（関係機関）	244

5	プロパンガス（関係機関）	244
6	電気通信（関係機関）	244
第5	河川施設の整備（都市整備部）	245
第6	ため池施設の整備（産業振興部）	245
第7	地盤災害の防止策の推進（都市整備部）	245
1	治山、砂防等対策	245
2	土砂災害対策（危機管理課・都市整備部）	245
3	宅地造成等の規制	245
4	開発行為への指導	245
5	土地の埋立て等の規制	245
6	災害危険区域対策	245
7	軟弱地盤の液状化対策	245
8	治山・治水対策の総合的推進	246
第8	建築物等の安全性の確保（都市整備部）	246
第9	危険物施設等の安全対策の推進（消防本部）	247
第10	浸水想定区域等の安全対策の推進（危機管理課・都市整備部）	247
1	浸水想定区域における避難確保措置	247
2	浸水想定区域にかかる洪水予報、避難等	247
3	浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進	247
第2節	災害対応システムの整備、拡充	248
第1	災害時に備えた活動体制の整備（各部）	248
1	組織体制（初動体制の確立）	248
2	風水害対応マニュアルの整備	248
3	災害対策要員の研修・訓練の充実	248
4	応援・受援協力体制の確立	248
第2	災害応援派遣体制の整備（各部）	248
第3	防災拠点機能の整備（都市整備部・消防本部・危機管理課）	248
1	防災拠点と緊急輸送道路の確保（都市整備部・危機管理課）	248
2	避難場所の指定、整備（危機管理課・市民生活部・学校教育部）	248
3	大規模災害時の広域一時滞在への配慮	248
4	避難経路の整備（都市整備部）	248
5	避難場所への誘導標識類の整備（危機管理課）	248
第4	災害情報システムの整備	249
1	災害情報通信ネットワークの整備、拡充（危機管理課）	249
2	災害情報データベースの整備（危機管理課）	249
3	災害情報通信ネットワーク運用体制の整備（危機管理課）	249
4	多様な情報メディアの活用方策の検討（危機管理課）	249
5	広報、広聴体制の確立（総合政策部）	249
6	気象観測体制の強化（危機管理課・都市整備部・消防本部）	250

第5	非常用物資等の備蓄強化（危機管理課・都市整備部・上下水道部）	-----250
第6	消防救急体制の充実（消防本部）	-----250
第7	災害医療体制の充実（市民病院・健康福祉部・消防本部）	-----250
第8	ボランティアとの連携強化（健康福祉部・社会福祉協議会）	-----250
第9	災害時要援護者支援対策の拡充（健康福祉部・危機管理課）	-----250
第10	帰宅困難者対策（危機管理課・市民生活部・学校教育部）	-----250
第11	廃棄物対策の充実（市民生活部・上下水道部）	-----250
第3節	コミュニティ防災力の向上	-----251
第1	防災意識の高揚（危機管理課・消防本部）	-----251
第2	自主防災体制の育成（消防本部）	-----251
第3	消防団の充実強化	-----251
第4	事業所の防災体制の強化（消防本部）	-----251
第5	児童・生徒に対する防災教育（学校教育部）	-----251
第4節	中山間地等における風水害対策	-----251
第1	内容	-----251

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制	-----252
第1	活動体制	-----252
1	風水害の体制（危機管理課・都市整備部）	-----252
2	災害対策本部の設置（危機管理課）	-----255
3	水防指令の発令（危機管理課・都市整備部）	-----255
4	地区連絡所の設置（危機管理課・市民生活部・学校教育部）	-----256
5	防災応援協力体制（危機管理課）	-----256
6	自衛隊災害派遣要請（危機管理課）	-----256
7	兵庫県消防防災航空隊の活動要請（消防本部）	-----257
8	ヘリコプターによる緊急輸送（消防本部）	-----257
9	災害応援協力活動の実施（危機管理課）	-----257
第2	災害救助法の適用（危機管理課）	-----257
第2節	災害情報等の収集及び伝達	-----258
第1	通信手段の確保（各部）	-----258
第2	気象情報等の収集及び伝達	-----258
1	気象情報（危機管理課・都市整備部・消防本部）	-----258

2	火災情報（消防本部）	258
3	異常現象の発見（都市整備部・危機管理課）	259
第3	災害情報の収集及び伝達（各部）	259
第4	広報（総合政策部・消防本部）	259
第5	報道機関との連携（総合政策部）	259
第6	被災者相談窓口の設置（総務部・総合政策部）	259
第3節	水防活動の実施	260
第1	水防の責任（都市整備部）	260
第2	水防機関（都市整備部）	260
第3	水防体制（都市整備部）	260
第4	水防活動（都市整備部）	260
第5	その他（都市整備部・危機管理課）	261
第4節	大規模火災等の防御（消防本部）	261
第5節	災害警備（関係機関）	261
第6節	交通・輸送対策（都市整備部・危機管理課・関係機関）	261
第7節	避難	261
第1	実施体制（危機管理課・消防本部・関係機関）	261
第2	避難等の実施（危機管理課）	263
1	避難情報の発令	263
第3	避難方法（健康福祉部・消防本部・総務部）	265
1	避難の準備	265
2	避難の方法	265
第4	避難所の開設及び運営（危機管理課・市民生活部・健康福祉部・子ども・未来部・都市整備部・学校教育部）	266
第5	大規模災害時における広域避難（危機管理課）	266
第8節	被災者の救出・救護等	266
第9節	救援活動	266
第10節	被災地の応急対策	267
第11節	ライフライン施設応急対策（上下水道部・関係機関）	267

第12節	二次災害の防止対策（都市整備部）	-----	267
1	水害の拡大防止	-----	267
2	土砂災害の発生、拡大防止	-----	267
第13節	農林関係応急対策（産業振興部）	-----	267

第4章 災害復旧計画

第1節	罹災証明（財務部・消防本部）	-----	268
第2節	被災者の生活支援（各部）	-----	268
第3節	経済安定のための産業復旧（産業振興部）	-----	268
第4節	災害復旧事業の実施（各部）	-----	268
第5節	住宅の復旧（都市整備部・健康福祉部）	-----	268

第5章 災害復興計画

第1節	組織の設置（各部）	-----	269
第2節	復興計画の策定（各部）	-----	269

大規模事故災害対策計画編

第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的	-----	270
第 2 節	計画の構成及び内容	-----	270
第 3 節	計画の運用	-----	271
第 4 節	防災対策基本方針	-----	271
第 5 節	防災機関等の役割	-----	271
第 6 節	三田市における災害特性	-----	271
第 1	地域の自然条件と社会条件	-----	271
第 2	原子力災害等の想定	-----	271
1	対象となる災害の範囲	-----	271
2	災害の想定	-----	272
第 3	大規模事故災害の想定	-----	274
1	航空災害	-----	274
2	鉄道災害	-----	274
3	道路災害等	-----	274

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災都市基盤の整備	-----	275
第 2 節	災害対応システムの整備、拡充	-----	275
第 1	災害時に備えた活動体制の整備（各部）	-----	275
第 2	災害応援派遣体制の整備（各部）	-----	275
第 3	防災拠点機能の整備（都市整備部・学校教育部・消防本部・危機管理課）	-----	275
第 4	災害情報システムの整備	-----	275
第 5	非常用物資等の備蓄強化（危機管理課・都市整備部・消防本部）	-----	275
第 6	消防救急体制の充実（消防本部）	-----	275
第 7	災害医療体制の充実（市民病院・健康福祉部・消防本部）	-----	276
第 8	ボランティアとの連携強化（健康福祉部・社会福祉協議会）	-----	276

第 9	災害時要援護者支援対策の拡充（健康福祉部・危機管理課）	-----276
第10	帰宅困難者対策（危機管理課・産業振興部・学校教育部）	-----276
第11	廃棄物対策の充実（市民生活部・上下水道部）	-----276
第12	原子力災害への備え	-----276
1	平常時の環境放射線モニタリングの実施	-----277
2	原子力施設災害による広域避難者のスクリーニング体制の整備	-----277
第 3 節	コミュニティ防災力の向上	-----277

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	活動体制	-----278
第 1	活動体制	-----278
1	原子力災害、大規模事故災害の体制	-----278
2	災害対策本部の設置（危機管理課）	-----279
3	防災指令の発令（危機管理課）	-----279
4	現地災害対策本部の設置（危機管理課）	-----280
5	地区連絡所の設置（危機管理課・市民生活部・学校教育部）	-----280
6	防災応援協力体制（危機管理課）	-----281
7	自衛隊災害派遣要請（危機管理課）	-----281
8	兵庫県消防防災航空隊の活動要請（消防本部）	-----281
9	ヘリコプターによる緊急輸送（消防本部）	-----281
10	災害応援協力活動の実施（危機管理課）	-----281
11	応援要請、受援対応（危機管理課）	-----281
第 2	原子力災害等への対応方針	-----281
1	対応方針の概要（危機管理課・消防本部）	-----281
第 3	災害救助法の適用（危機管理課）	-----282
第 2 節	災害情報等の収集及び伝達	-----283
第 1	通信手段の確保（各部）	-----283
第 2	原子力災害等発生時の情報収集及び伝達（各部）	-----283
1	事業所外運搬中の事故、放射性物質取扱施設における事故発生時の情報伝達	-----283
2	不法廃棄等事案発生時の情報伝達	-----284
3	市外原子力事業所災害事案発生時の情報伝達	-----285
第 3	大規模事故災害の第一報の情報伝達（各部）	-----286
1	災害の第一報の情報伝達	-----286
2	災害情報等の収集	-----287
3	災害情報等の伝達手段	-----287
第 4	災害情報の収集及び伝達（各部）	-----288

第 5	広報（総合政策部・消防本部）	-----	288
第 6	報道機関との連携（総合政策部）	-----	288
第 7	被災者相談窓口の設置（総務部・総合政策部）	-----	288
第 3 節	大規模火災等の防御（消防本部）	-----	289
第 4 節	災害警備（関係機関）	-----	289
第 5 節	交通・輸送対策（都市整備部・危機管理課・関係機関）	-----	289
第 6 節	避難	-----	289
第 1	実施体制（危機管理課・消防本部・関係機関）	-----	289
第 2	避難等の実施（危機管理課）	-----	289
1	避難情報の発令	-----	289
2	原子力災害等における屋内退避及び避難	-----	289
第 3	避難方法（健康福祉部・消防本部・総務部）	-----	290
第 4	避難所の開設及び運営（各部）	-----	290
第 5	大災害における広域避難（危機管理課）	-----	291
1	大災害時における広域避難の調整等	-----	291
2	大災害時における広域一時滞在の受入れ	-----	291
第 7 節	被災者の救出・救護等	-----	292
第 1	被災者の救出（消防本部・健康福祉部・市民病院）	-----	292
第 2	被災者の救護（健康福祉部・市民病院・消防本部）	-----	292
第 3	遺体の捜索及び処理、埋（火）葬（市民生活部・関係機関）	-----	292
第 4	原子力災害等の救急医療対策（消防本部・関係機関・健康福祉部・市民病院）	-----	292
1	業務分担	-----	292
2	実施方法	-----	293
第 5	大規模事故災害及び突発重大事案等の救急医療対策（消防本部・関係機関・健康福祉部・市民病院）	-----	295
1	業務分担	-----	296
2	救急医療対策の方法	-----	296
3	費用	-----	298
第 8 節	救援活動	-----	298
第 1	応急給水（上下水道部・総合政策部）	-----	298

第 2	食糧供給計画（危機管理課・市民生活部・健康福祉部・学校教育部）	-----299
第 3	衣料、生活必需品その他物資供給計画（危機管理課・市民生活部・健康福祉部）	-----299
第 4	救援活動要員の確保（危機管理課）	-----299
第 5	災害時ボランティア活動センターとの連携（健康福祉部・社会福祉協議会）	-----299
第 6	災害時要援護者支援対策（危機管理課・健康福祉部・子ども・未来部）	----299
第 7	原子力災害等における飲料水、飲食物の摂取制限等	-----299
1	摂取制限等に関する指標（健康福祉部）	-----299
2	飲料水の摂取制限（上下水道部）	-----300
3	飲食物の摂取制限（健康福祉部）	-----300
4	農林水産物の採取及び出荷制限（産業振興部）	-----300
第 9 節	被災地の応急対策	-----300
第10節	ライフライン施設応急対策（上下水道部・関係機関）	-----300
第11節	大規模事故災害及び突発重大事案の災害応急対策（危機管理課・消防本部）	-301
1	突発重大事案の対応	-----301
2	サリン等の発散による被害発生又は危険物等の流出時の措置	-----301
3	大規模事故災害及び突発重大事案における警察活動（関係機関）	-----301
第12節	農林関係応急対策（産業振興部）	-----302
第13節	雑踏事故の応急対策（各部）	-----302
第 1	関係機関の情報連携	-----302
第 2	雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応	-----302
第 3	雑踏事故発生時の対策	-----303

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	罹災証明（財務部・消防本部）	-----304
第 2 節	被災者の生活支援（各部）	-----304
第 3 節	経済安定のための産業復旧（産業振興部）	-----304
第 4 節	災害復旧事業の実施（各部）	-----304
第 5 節	住宅の復旧（都市整備部・健康福祉部）	-----304
第 6 節	原子力災害等における各種制限措置の解除	-----304

1	核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害に関する各種制限措置の解除（危機管理課）	304
2	その他の対象原子力災害等に係る各種制限措置の解除（各部）	304
3	安全宣言（危機管理課）	305
第7節	原子力災害等における風評被害等の影響の軽減	305
1	市の措置（危機管理課・総合政策部・産業振興部）	305
第8節	原子力災害等における心身の健康相談体制の整備	305
1	原子力事業者の措置	305
2	市の措置（危機管理課・健康福祉部）	305

第5章 災害復興計画

第1節	組織の設置（各部）	306
第2節	復興計画の策定（各部）	306